

野村羊子

こんにちは。今回、私の一般質問は、生き生きと安心して暮らせるまちづくりについてです。

(1)、ジェンダーギャップ解消策について。

男女平等、ジェンダー平等の推進は、私にとっては大変重要な、基本的な施策ですので、2年に1回程度、定期的に進捗状況を確認させていただいています。

引用します。ジェンダー平等とは、男性と女性が平等に権利と機会を享受し、責任を分かち合える状態、意思決定に対等に参画できる状態を指します。これは、国連憲章、そして、憲法でうたわれる普遍的な価値です。近年では、SDGs（持続可能な開発目標）が強調するように、ジェンダー平等は、持続可能な社会・経済の必須要件であるという考え方が国際社会に定着しました。これは、関西学院大学客員教授、大崎麻子さんの言葉です。

三鷹市は、2006年に男女平等参画条例を制定し、男女平等参画、ジェンダー平等の視点による施策推進を図っていますが、ジェンダーギャップはいまだに解消されていません。持続可能な社会・経済の必須要件であると捉えられているのでしょうか。生き生きと暮らせるまちにするために、3つの男女平等参画指標の2020年度の達成状況を基に、現状を可視化し、今後の施策展開を検討すべきです。

ア、市職員におけるジェンダーギャップ解消について。

質問1、市職員の管理職等に占める女性の割合の現状、課長職以上、係長職以上の数値を伺います。男女平等参画指標の目標値は30%です。

質問2、市職員の年代別の男女比、40歳未満と40代、50代の数値を伺います。

質問3、女性の管理職を増やすための現状の取組をお伺いします。

質問4、管理職の女性割合30%を達成し、ジェンダーギャップを解消するには、さらなる施策強化、発想の転換が必要です。市長の見解をお伺いします。

イ、市の施策検討段階でのジェンダーギャップ解消について。

質問5、市の行政委員会、審議会等における女性委員の割合の数値を伺います。男女平等参画指標の目標値は50%です。

質問6、市の行政委員会、審議会における女性割合のベストスリーとワーストスリー及びその数値についてお伺いします。

質問7、特に女性割合が低い行政委員会、審議会において、女性割合を増やすための方策、発想の転換が必要です。市長の見解をお伺いします。

ウ、ジェンダーギャップ解消のための市民活動支援について。

質問 8、女性交流室の利用率の数値を伺います。男女平等参画指標の目標値は 50% です。

質問 9、女性交流室の利用率は、行動計画における前期・中期の実績値が下がっている現状があります。原因分析と対策の現状について伺います。

質問 10、女性交流室の利用率向上には、ジェンダーギャップ解消のための市民活動の活性化が必要であると考えます。市長の見解をお伺いします。

エ、ジェンダー統計によるジェンダーギャップの見える化について。

ジェンダー統計とは、男女間の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計であり、国際的にも重視されています。すなわち、客観的データに基づいて、男女の置かれている状況を見える化することであり、男女共同参画社会に向けた様々な取組をする上で必要なことと考えます。

質問 11、市において、男女平等参画指標以外で、男女別に統計を集約して、違いの分析を行っている分野はあるでしょうか。

質問 12、男女平等参画推進施策の評価において、ジェンダー統計を用い、誰にとって、どのような効果があったのかの評価・検証を行うべきです。市長の見解をお伺いします。

質問 13、SDGs を推進するためには、ジェンダーギャップ解消は最重要課題です。今後の市の施策全般において、ジェンダー統計を活用し、施策展開を図ることが必要です。市長の見解をお伺いします。

(2)、情報公開と個人情報保護について。

調布市において情報公開請求した個人の情報が第三者機関に漏えいされるという事件が報道されました。11月25日の調布市の定例記者会見において、調布市長は陳謝したとも報じられています。安心した暮らしにおいて、個人情報保護は極めて重要で、センシティブな課題です。

ア、情報公開請求における公開までの手順について。

質問 14、情報公開請求された市政情報、公文書について、請求から公開までの庁内での手順をお伺いします。

質問 15、三鷹市情報公開条例第6条の2、当該情報に係る第三者に対し、公開請求がなされた事実その他の事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができます。この場合、具体的にどのような内容を通知するのかについてお伺いします。

質問 16、公開請求された事項に関わる電子メールも公開の対象になるのでしょうか。その場合、メールに記載された個人情報について、どのように取り扱うのか、お伺いします。

イ、国土交通省等国の機関への意見照会について。

かつて三鷹市は、国土交通省担当者と東京外郭環状道路に関する打合せについての情報公開請求に対し、これに関する文書、メモは存在しないとしました。不服申立てを経て、個人的なメモの内容を公開した事実があります。今回の調布市の事件は、国土交通省が関係機関です。

質問 17、国土交通省等国の機関から、情報公開等に関わり、非公開とする方向での指示や示唆があったことはあるのでしょうか。

質問 18、国土交通省等国の機関に対し、情報公開請求、要望・要請・陳情等に関わる市民の個人情報を提供したり、提供を求められたことはあったのでしょうか。

質問 19、個人情報保護について、特に第三者機関との関係において、市民の個人情報保護の徹底を再点検すべきです。市長の見解をお伺いします。

(3)、東京外郭環状道路に係る事故調査の在り方について。

東京外環道に係る質問は、2017年より連続しておりまして、今回で数え直して20回目となりました。

ア、調布市陥没被害地域の地盤の緩みについて。

10月18日の陥没から丸1年がたとうとするタイミングで、被害地域において専門家による調査が実施され、地盤の緩みがあると報道されました。反響の大きさのためか、NEXCO東日本は追加ボーリング調査を実施しています。しかし、実際には、事故前の状況との比較調査がなければ、トンネルとの因果関係は明確にならないとも言われています。市民が安全に安心して暮らし続けるために、三鷹市域のトンネル掘削予定地の地盤状況を市として事前に把握しておくべきです。

質問 20、事業者や国・東京都等が所有する柱状図等、ボーリング調査や地盤についてのデータを市は取得、収集しているのでしょうか。

質問 21、事業者や国・東京都等が所有する地下水に関するデータを市は取得、収集しているのでしょうか。

質問 22、外環助言者会議を地盤工学、地下水等の専門家によって再編し、調査、データ収集及び分析ができるようにすべきです。市長の見解をお伺いします。

イ、国の常設のトンネル事故原因調査委員会設置について。

近年、トンネル事故が相次いでいます。そのたびに、事業者が随意で立ち上げた調査委員会が報告書を出し、工事再開が図られてきました。トンネル掘削工事全般において、事業者とは別の第三者の立場を確保する専門家による事故原因調査委員会を国が常設することが必要だという提案をある専門家がしています。

質問 23、シールドトンネル工事再開の条件について、事業者側から説明を何か受けているでしょうか。

質問 24、シールドトンネル工事の安全性確保について、技術的な確認は誰が行うことになっていると聞いているでしょうか。

質問 25、国の常設の事故原因調査委員会設置を国に要望することについて、市長の見解をお伺いします。

ウ、大深度法違反状態について。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法は、地表に影響を与えないことを大前提としています。同時に、大深度地下とは、単に地下 40 メートル以下だけではなく、地上の建造物、建築物の支持力を有すること、地上の建築物を支えられることが求められています。調布市の陥没事故により、当該地域での調査によれば、N 値 50 を下回る状態が数百メートルにわたり続いている状態になっています。これは、大深度法第 2 条に定める大深度地下が消滅したことになります。

質問 26、大深度地下使用認可における前提条件が消滅していることについて、事業者から市に対して、どのような情報提供があったのでしょうか。

質問 27、大深度法違反状態に対し、事業者から、どのようにこれを解消するかについて説明があったのでしょうか。

質問 28、市として、工事の安全性確保だけではなく、地表の住民の居住権、所有権、建物の支持地盤の確保を求めるべきです。市長の見解を伺います。

質問 29、大深度法による大深度地下使用の認可は、中央高速より南側は NEXCO 中日本が受けていますが、今回の陥没・空洞事故を引き起こした南行きトンネルは NEXCO 東日本が工事を実施しています。これは、NEXCO 東日本が NEXCO 中日本より工事を受託していると説明されています。本来であれば、認可を受けた事業者として、NEXCO 中日本が今回の事故の責任を負い、原因究明や被害補償等の責任を負うべきだと考えます。この矛盾について、事業者から説明はあったのでしょうか。

質問 30、三鷹市民の安心して暮らす権利を確保するために、市は今後の工事について責任者を確定させ、法的に矛盾しないように事業者に求めるべきです。市長の見解をお伺いします。

以上で壇上での質問を終わります。自席での再質問を留保いたします。答弁よろしくお願いたします。